

## 地方自治法の一部を改正する法律案に対する修正案

地方自治法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第一百七十九条に一項を加える改正規定の次に次のように加える。

第二百三十二条の二第四項中「及び費用弁償」を「、費用弁償及び前項の給与」に改め、同条第三項の次に次の二項を加える。

普通地方公共団体は、条例で特別の定めをした場合は、第一項の職員のうちその勤務形態が普通地方公共団体の常勤の職員又は短時間勤務職員に準ずる者に対し、次条第一項の職員との権衡を考慮し、条例で定める手当に相当する給与を支給することができる。

附則第十五条中市町村の合併の特例に関する法律第十四条第四項第一号の改正規定の次に次のように加える。

第三十六条第七項中「第四項」を「第五項」に改める。

第五十四条第一項中「及び第四項」を「及び第五項」に改める。

附則に次の二項を加える。

(旧市町村の合併の特例に関する法律の一部改正)

第十七条 旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和四十年法律第六号）附則第一条第六項及び第九項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法の一部を次のように改正する。

第五条の十八第七項中「第四項」を「第五項」に改める。

第五条の三十六第一項中「及び第四項」を「及び第五項」に改める。

地方自治法の一部を改正する法律案に対する修正案 新旧対照表

○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）

（傍線部の部分は修正部分）

修 正 案	政 府 案
第一百三条の二 普通地方公共団体は、その委員会の委員、非常勤の監査委員その他の委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員（短時間勤務職員を除く。）に対し、報酬を支給しなければならない。	第一百三十三条の二 普通地方公共団体は、その委員会の委員、非常勤の監査委員その他の委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員（短時間勤務職員を除く。）に対し、報酬を支給しなければならない。
② 前項の職員に対する報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する。ただし、条例で特別の定めをした場合は、この限りでない。	② 前項の職員に対する報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する。ただし、条例で特別の定めをした場合は、この限りでない。
③ 第一項の職員は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。	③ 第一項の職員は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。
④ 普通地方公共団体は、条例で特別の定めをした場合は、第一項の職員のうちその勤務形態が普通地方公共団体の常勤の職員又は短時間勤務職員に準ずる者に対し、次条第一項の職員との権衡を考慮し、条例で定める手当に相当する給与を支給することができる。	④ 普通地方公共団体は、条例で特別の定めをした場合は、第一項の職員のうちその勤務形態が普通地方公共団体の常勤の職員又は短時間勤務職員に準ずる者に対し、次条第一項の職員との権衡を考慮し、条例で定める手当に相当する給与を支給することができる。
⑤ 報酬、費用弁償及び前項の給与の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。	④ 報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

○市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）（附則第十五条関係）

（傍線部の部分は修正部分）

第五十四条 合併特例区の長は、第四十八条第二項、第三十三条第六項において読み替えて準用する地方自治法第二百四条第二

## 修 正 案

(合併特例区協議会の設置及び構成員)

## 第三十六条 (略)

256

(略)

## 政 府 案

(合併特例区協議会の設置及び構成員)

## 第三十六条 (略)

256

(略)

7 地方自治法第九十二条の二、第二百三条の二及び第二百四条の二の規定は、合併特例区協議会の構成員について準用する。この場合において、同法第九十二条の二中「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と、「議会の議員」とあるのは「合併特例区協議会（市町村の合併の特例に関する法律第三十六条第一項に規定する合併特例区協議会をいう。以下同じ。）の構成員」と、同法第二百三条の二第一項中「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と、同条第二項及び第五項中「条例」とあるのは「合併特例区規則」と、同法第二百四条の二中「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と、「条例」とあるのは「合併特例区規則」と読み替えるものとする。

(合併特例区協議会の同意及び合併市町村の長の承認を要する  
合併特例区規則)

第五十四条 合併特例区の長は、第四十八条第二項、第三十三条第六項において読み替えて準用する地方自治法第二百四条第二

7 地方自治法第九十二条の二、第二百三条の二及び第二百四条の二の規定は、合併特例区協議会の構成員について準用する。この場合において、同法第九十二条の二中「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と、「議会の議員」とあるのは「合併特例区協議会（市町村の合併の特例に関する法律第三十六条第一項に規定する合併特例区協議会をいう。以下同じ。）の構成員」と、同法第二百三条の二第一項中「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と、同条第二項及び第四項中「条例」とあるのは「合併特例区規則」と、同法第二百四条の二中「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と、「条例」とあるのは「合併特例区規則」と読み替えるものとする。

(合併特例区協議会の同意及び合併市町村の長の承認を要する  
合併特例区規則)

第五十四条 合併特例区の長は、第四十八条第二項、第三十三条第六項において読み替えて準用する地方自治法第二百四条第二

項及び第三項並びに第二百四条の二、第三十六条第七項において読み替えて準用する同法第二百三条の二第二項及び第五項並びに第二百四条の二、第四十七条において読み替えて準用する同法第二百二十八条第一項前段並びに第二百四十二条第一項、第二項及び第八項並びに第四十八条第三項において読み替えて準用する同法第二百四十四条の二第二項から第四項まで及び第九項の合併特例区規則を定めようとするときは、合併特例区協議会の同意を得なければならない。

2  
・  
3

(略)

項及び第三項並びに第二百四条の二、第三十六条第七項において読み替えて準用する同法第二百三条の二第二項及び第四項並びに第二百四条の二、第四十七条において読み替えて準用する同法第二百二十八条第一項前段並びに第二百四十二条第一項、第二項及び第八項並びに第四十八条第三項において読み替えて準用する同法第二百四十四条の二第二項から第四項まで及び第九項の合併特例区規則を定めようとするときは、合併特例区協議会の同意を得なければならない。

2  
・  
3

(略)

●附則

○旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和四十年法律第六号）（附則第十七条関係）

（傍線部の部分は修正部分）

修 正 案

政 府 案

（合併特例区協議会の設置及び構成員）

第五条の十八 （略）

256 （略）

第五条の十八 （略）

256 （略）

7 地方自治法第九十二条の二、第二百三条の二及び第二百四条の二の規定は、合併特例区協議会の構成員について準用する。この場合において、同法第九十二条の二中「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と、「議会の議員」とあるのは「合併特例区協議会（市町村の合併の特例に関する法律第五条の十八第一項に規定する合併特例区協議会をいう。以下同じ。）の構成員」と、同法第二百三条の二第一項中「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と、同条第二項及び第五項中「条例」とあるのは「合併特例区規則」と、同法第二百四条の二中「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と、「条例」とあるのは「合併特例区規則」と読み替えるものとする。

（合併特例区協議会の同意及び合併市町村の長の承認を要する  
合併特例区規則）

第五条の三十六 合併特例区の長は、第五条の三十二項、第五条の十五第六項において読み替えて準用する地方自治法第二百

（合併特例区協議会の設置及び構成員）

第五条の十八 （略）

256 （略）

7 地方自治法第九十二条の二、第二百三条の二及び第二百四条の二の規定は、合併特例区協議会の構成員について準用する。この場合において、同法第九十二条の二中「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と、「議会の議員」とあるのは「合併特例区協議会（市町村の合併の特例に関する法律第五条の十八第一項に規定する合併特例区協議会をいう。以下同じ。）の構成員」と、同法第二百三条の二第一項中「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と、同条第二項及び第四項中「条例」とあるのは「合併特例区規則」と、同法第二百四条の二中「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と、「条例」とあるのは「合併特例区規則」と読み替えるものとする。

（合併特例区協議会の同意及び合併市町村の長の承認を要する  
合併特例区規則）

第五条の三十六 合併特例区の長は、第五条の三十二項、第五条の十五第六項において読み替えて準用する地方自治法第二百四

四条第二項及び第三項並びに第二百四条の二、第五条の十八第七項において読み替えて準用する同法第二百三条の二第二項及び第四項並び第五項並びに第二百四条の二、第五条の二十九において読み替えて準用する同法第二百二十八条第一項前段並びに第二百四十一条第一項、第二十一条第一項、第二項及び第八項並びに第五条の三十第三項において読み替えて準用する同法第二百四十四条の二第二項から第四項まで及び第九項のは、合併特例区協議会の同意を得なければならない。

2・3 (略)

第二項及び第三項並びに第二百四条の二、第五条の十八第七項において読み替えて準用する同法第二百三条の二第二項及び第四項並びに第二百四条の二、第五条の二十九において読み替えて準用する同法第二百二十八条第一項前段並びに第二百四十一条第一項、第二十一条第一項、第二項及び第八項並びに第五条の三十第三項において読み替えて準用する同法第二百四十四条の二第二項から第四項まで及び第九項のは、合併特例区規則を定めようとするときは、合併特例区協議会の同意を得なければならない。

2・3 (略)